

令和7年度第2回台東区地域包括支援センター運営協議会 議事概要

日時：令和8年2月25日（水） 19時

場所：台東区役所10階1001会議室

出席者：17名

新田委員（会長） 須田委員（副会長） 加藤委員 渡邊真純委員 中富委員
横田委員 井澤委員 石井委員 大久保委員 中島委員 酒井委員 鈴木委員
佐々木委員 和泉澤委員 武田委員 三瓶委員 水田委員

1. 開会

- (1) 高齢福祉課長 挨拶
- (2) 福祉部長 挨拶
- (3) 新任委員紹介

2. 地域包括支援センター運営協議会

- (1) 「台東区もの忘れ検診」の実施について

介護予防担当課長

資料1『台東区もの忘れ検診の実施状況について』に沿って説明。

1 経緯

区では認知症に関する正しい知識の普及啓発や治療方法等に係る情報提供を行い、認知機能検査と検診後のサポートを推進することにより、認知症の早期診断・対応を促進するため今年度より「台東区もの忘れ検診」を実施している。

2 事業概要及び実施状況

- (1) 検診実施期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

- (2) 対象者

①受診券発送者 区内在住で令和8年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳になる方
(受診券発送数 6,900人)

②50歳以上の希望者(個別受診券発送数 142人 令和8年1月末現在)

- (3) 検査方法

- ・改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)
- ・Mini-Mental state Examination検査(MMSE)

- (4) 受診方法

個別検診(認知症サポート医等の台東区もの忘れ検診実施要綱に記載のある医師が在籍する医療機関)

令和8年1月末現在 39医療機関

- (5) 受診者数

50人(令和7年12月末現在)

内 2次検診対象者数 5人

- (6) 検診受診後の支援内容

- ・「認知機能障害の疑いあり」と判定された方は地域包括支援センターが検診受診者に対して連絡、訪問をし、必要なサービスに繋げる等、受診後の支援をしている。
- ・「認知機能障害の疑いなし」と判定された方も通知等で地域包括支援センター等の相談先の紹介や介護予防事業の周知、検診受診についてのアンケートを実施する予定。

3 今後の予定
令和8年3月

もの忘れ検診検討会実施
(今年度の課題整理、次年度の実施
内容について検討)
医療機関向け説明会実施
令和8年度もの忘れ検診実施
もの忘れ検診検討会実施

令和8年7月頃(未定)
令和8年9月頃～令和9年2月頃(未定)
令和9年3月頃(未定)

(2) 「チームオレンジ」整備状況について

介護予防担当課長

資料2『チームオレンジの整備状況について』に沿って説明。

1 取り組みの趣旨

令和元年6月18日に決定した「認知症施策推進大綱」で、2025年(令和7年度)までに全市区町村でチームオレンジの整備をすることが明記され、本区の第9期高齢者保健福祉計画にも掲載しているもの。

○チームオレンジ・・・認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人の意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、地域ごとに認知症のある人やその家族等の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

(活動例) 認知症カフェの中で認知症の人や家族の意向に沿った取り組み、外出支援、見守り、声かけ、話し相手、地域のパトロール、地域イベントへの啓発活動等

○チームオレンジの3つの基本

- ①フォローアップ講座修了者及びフォローアップ講座受講予定のサポーターでチームが組まれている
- ②認知症の人チームの一員として参加している
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

2 これまでの経緯

1の趣旨を踏まえ、認知症カフェをはじめとする認知症に関する取り組み状況について地域包括支援センター等関係機関にヒアリングを行ってきた。この中で既にチームオレンジの活動に資する取り組みがあることを把握した。

また、「ボランティア交流会」を実施し、相互の活動状況を知り、自分にできる活動を考えるきっかけとした。

このボランティア交流会等をきっかけに、新たに「チームオレンジミーティング」を令和8年2月4日に実施。継続して話し合いを持ちたいとの要望があり、3月9日にも実施する予定。

3 今後方針

- ・令和8年度は、「チームオレンジミーティング」を定期的を開催する。
- ・「チームオレンジミーティング」の内容については、認知症推進員連絡会で情報共有し、具体的な支援を検討するなど、チームオレンジの活動促進に向けて取り組んでいく。
- ・なお、チームオレンジの整備数については、次期「台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画」を策定する際に検討する。

4 令和8年度の予定

チームオレンジミーティングを年6回程度実施予定

(3) 「かがやき長寿ひろば」事業の拡充について

介護予防担当課長

資料3『かがやき長寿ひろば事業の拡充について』に沿って説明。

1 概要

本事業は、区有施設等を活用して、高齢者の方向けの、運動や趣味などの各種教室・サロンを、実施するもので、令和4年度より事業を開始した。

今年度「台東一丁目区民館」及び「谷中区民館」にも実施場所を拡大し、多くの方にご利用いただいている。

2 今後の対応

令和8年度より下記の通り、実施場所を拡充する。

「台東一丁目区民館」及び「谷中区民館」においては開催日数を増やすとともに、新たに、「竜泉福祉センター」、「特別養護老人ホーム 浅草」、「福祉プラザ台東清峰会」、「くらまえ地域包括支援センター」の4か所を追加し、合計7か所とする。

また、新たに追加する会場については、各施設の管理運営法人に対して、本事業を委託し、法人ごとの特色ある事業を展開することで、高齢者の介護予防、社会参加の更なる促進に取り組む。

	主な実施場所	委託先	R7	R8
①	入谷区民館	台東区 社会福祉事業団	週4日	週4日
②	台東一丁目区民館		各週1日	各週2日
③	谷中区民館		各週1日	各週2日
④	竜泉福祉センター いきいきてらす		—	週3日
⑤	特別養護老人ホーム浅草	フレスコ会	—	各週1～2日
⑥	福祉プラザ台東清峰会	清峰会		
⑦	くらまえ地域包括支援センター	東京援護協会		

(4) 地域包括支援センターにおける人員配置基準の緩和の適用について

高齢福祉課長

資料4『地域包括支援センター人員配置基準（常勤換算方式）の採用について』に沿って説明。

1 人員配置基準の緩和の経緯と改正の内容

全国的にも地域包括支援センターの職員の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、市町村が従うべき基準の改正が行われたことを受けて、台東区においても「東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例」を改正し、本協議会の「設置要綱」についても改正した。

改正の内容については、地域包括支援センターに置くべき3職種は、原則、専従・常勤とするものの、高齢者数、運営の状況を勘案し、本協議会が必要であると認めるときは、複数の職員で常勤職員の勤務時間をシェアする“常勤換算方法” によることができる。としている。

※「台東区地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第2条（所掌事項）の（2）センターの職員配置基準に関する次に掲げる事項 イ 常勤換算方法の適用 が該当部分。

2 緩和の適用

今回、やなか地域包括支援センターの受託法人である、台東区社会福祉事業団より、令和8年2月1日から職員の配置変更に関する届け出があった。

これまで、1名の保健師を配置していたものを、同じ保健師に8時間（週1日）、台東区内の別の地域包括支援センターで看護師として従事している看護師に32時間（週4日）の2名で常勤の勤務時間相当を担いたいとの変更内容。

事務局としては、①これまで勤務していた保健師と、区内の地域包括支援センターで従事している看護師が配置されること。②圏域の高齢者数も4,300人と台東区内では最も少ない状況が続いていること。③条例で定める3職種の数を上回る配置が続くこと。

の3点から、常勤換算方法を適用しても、問題がないものと考えている。

委員 <質問>

人員配置基準を緩和した後でも、「東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例」で定める人員配置基準は満たしているということか。

高齢福祉課担当係長 <回答>

そのとおりである。

（5）令和8年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

高齢福祉課長

資料5『（案）令和8年度地域包括支援センター運営方針』および資料5別紙『運営方針の変更点について』に沿って説明。

令和8年度の地域包括支援センター運営方針について、大きな変更は無いが、文言の表記を一部修正した。

地域包括支援センターが担う事業・業務については、厚生労働省の「地域支援事業実施要綱」で示されているが、改めて要綱を確認したところ、台東区の運営方針の表記と異なる箇所があり、国の実施要項に合わせて表記を修正するもの。修正点は下記の通り。

- ・ 7ページ（1）総合相談支援業務 を 総合相談支援事業 に修正
- ・ 8ページの（2）、9ページの（3）も、同様にそれぞれ業務 と表記していたものを事業 に修正
- ・ 12ページの（1）の 介護予防・生活支援サービス事業 を サービス・活動事業 に修正

委員 <質問>

国の要綱に合わせた文言の微修正ということで、実質的な変更はないという理解でよろしいか。

高齢福祉課担当係長 <回答>

そのとおりである。

（6）地域包括支援センターの困難ケース対応事例について

高齢福祉課長

資料6『地域包括支援センターの困難ケース対応事例について』に沿って説明。

※地域や状況から個人が特定される恐れがあるため、詳細は記載せず。

委員 <意見>

ご紹介いただいた事例だけを見ても、どれだけエネルギーを使って、ハードに仕事されているかというのがとてもよく分かった。自分はケアマネジャーをしているが、区や包括支援センターには後方支援をしていただいております。感謝している。

またこうした事例から地域課題といったことも垣間見えると思うので、このような事例をケアマネ等と共有しながら、今後の連携に活かしていけたらと思う。

(7) 令和8年度 地域包括支援センター事業計画書について

高齢福祉課長

資料7『令和8年度 台東区地域包括支援センター事業計画書』に沿って、各包括より重点課題と目標を説明。

あさくさ地域包括支援センター

重点課題「認知症総合支援事業」

現在、地域においては認知症に関する正しい知識が、相談窓口の情報が十分に届いておらず、ご本人やご家族が不安や負担を抱えたまま、相談のタイミングを逃してしまうケースも見られている。早期の気づきと早期対応につなげるためには、身近な場所で気軽に相談できる体制づくりが重要であると考えている。

来年度は、認知症カフェの参加者数の増加を目標に挙げ、地域に開かれた交流の場としての機能を強化したいと考えている。また、認知症に関する啓発活動や、認知症サポーター養成講座を計画的に実施し、正しい知識の普及と機会の促進を図る。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、ご本人とご家族を地域全体で支える体制の充実に取り組んで参りたいと考えている。

やなか地域包括支援センター

重点課題「地域包括支援センターの周知」

やなか地域包括支援センターでは、出前講座の実施や広報誌の発行などにより、センターの周知に努めている。今年度の出前講座では、町会の活動へ出向き、住民の皆様へ地域包括支援センターや介護保険制度、また認知症や見守りに関することなどを説明させていただいた。こうした活動を続けながらも、来年度は地域のイベントなどにも出向き、現在はセンターと関わりがないような元気な高齢者の方々にも、普及啓発を行っていきたいと考えている。

重点課題「民生委員と連携し、見守り活動を強化する」

昨年は民生委員さんの改選があったが、民生委員さんの方とは引き続き顔の見える関係づくりや協力関係を築いていく必要性を感じている。見守り活動には民生委員さんの協力は欠かせないと感じているため、民生委員ごとの包括職員の担当制を続け、担当者が訪問などで広報紙を配布するなどし、より相談や連携を取りやすい体制を作り、気になる高齢者に早期介入できるようにしていきたい。

りゅうせん地域包括支援センター

重点課題「高齢者見守り事業」

りゅうせん包括支援センターは圏域型の見守り協力機関がまだ1つなので、来年度は少なくとも3つ増やしたい。

高齢者の生活に密接に関わる会社やお店、商店街に積極的に声をかけ、圏域型の見守り協力機関になっていただけるように、活動していきたいと思っております。

くらまえ地域包括支援センター

重点課題「総合相談支援業務」

相談内容が多岐にわたり、多職種で連携して支援していかなければならないケースが多くなってきている。例えば、会社を経営していた方が多額の負債を抱え、そのまま認知症になってしまい、生活もままならなくなっているケースや主介護者に精神疾患や発達障害があり介護者への支援も必要なケース、また同居している子供がひきこもりの状態で支援に繋がっていないケースなど様々です。

また、今まで把握していなかった新規ケースの相談が月30件ほどになることが続いている。その中には早期介入し、支援をしなくてはならないケースが多くなってきている。適切に支援していけるように、3職種で検討していきたい。

また必要な場合は地域ケア会議等で多職種、専門職で支援計画を立てて取り組んでいきたい。

まつがや地域包括支援センター

重点課題「一般介護予防事業」

区内でも様々な介護予防体操の場の提供を行っているが、もう少し活動の場があるといいと感じている。そのため、令和7年10月から、ケアハウスの入居者向けに行っている活動に地域住民も参加できるよう、包括と共同開催で実施した。実際に窓口相談にこられた方で、まだ介護保険に繋がっていない方や、介護予防体操を希望されている方にご案内した。興味のある方が実際に何人か参加してくださっていたので、今年令和8年度も関係機関と協力して、介護予防活動の機会を増やすとともに、チラシ等でPRをして、地域住民の方々に気軽に選んで参加できる場として提供していきたいと考えている。

たいとう地域包括支援センター

重点課題「一般介護予防事業」

安定した継続的な活動に繋がるように、場所や人材ニーズや課題などについて、地域住民や関係機関と意見交換を行っていききたいと思っている。単に場所を借りて人を集めるだけでは一時的なイベントで終わってしまうという、今年度の反省も踏まえている。

そこで、計画段階から住民や関係機関の方々と意見交換を行い、地域の潜在的なニーズと眠っている資源、場所、人々の特技などを上手くマッチングできるよう、また無理なく地域に根差して自走していける仕組みを構築していくことを目指していきたいと考えている。

ほうらい地域包括支援センター

重点課題「介護予防ケアマネジメント」

ほうらい地域包括支援センターでは介護ソフトのクラウド化を完了させ、どこからでも最新の情報にアクセスできる環境を整えるようにしていく。

さらに職員間の情報の速報性を高めるために、SNSアプリを活用したリアルタイムの情報共有も定点的に進めている。

また来年度はAIによる要約機能を導入したいと思っている。相談記録や会議録の作成にAIを活用することで、事務作業の時間を短縮し、その分、利用者様一人一人と向き合う対面支援の時間や困難事例の対応をしっかりと確保できる体制を構築していく。

重点課題「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」

これまでも地域包括支援センターの社会福祉士と障害分野の相談員との交流は継続して行ってきたが、交流会の中で、障害分野の相談員の方から地域のケアマネジャーと直接交流したいという希望があった。その声を受け、来年度は地域のケアマネとの行動交流の場を設けていきたい。

制度のはざまに落ちやすいケースを共有し、互いの視点を学び合うことで、より切れ目のない事例につなげていきたい。

委員 <意見>

各包括の人員体制状況を見ると、主任ケアマネの配置が少ないと思う。

そうなると多職種や、他機関との複合的な問題を解決する際に苦勞することがあると思われる。例えばご家族の問題や、相続の問題、金銭の問題などは主任ケアマネが包括的継続的ケアマネジメント業務の一環として対応するというのが筋ではないかと思うので、主任ケアマネを増やしていくのは必要かと思う。

区の方で主任ケアマネになるのを手助けする取り組みも場合によっては必要になってくるのではないかと。主任ケアマネがいるということで、地域の居宅介護支援事業者の方々の信頼を得るということもあるので、うまく配置できるようバックアップできるようにしていただきたい。

高齢福祉課担当係長

主任ケアマネに準ずるものという規定があり、そちらを含めると条例上の基準は満たしている状況である。また準ずるものについては、今年度中に主任ケアマネになるように研修等を受けていただいている。区として、受託法人には主任ケアマネ、医療職、社会福祉士の人員配置基準を満たし、多職種で問題を解決していくよう求めており、その基準は満たされていると考えているのでご理解いただきたい。

3. 閉会